

提出期限 令和9年2月1日(月)

⑦ 基礎控除の額

「給与所得者の基礎控除申告書」に基づき求められた基礎控除の額を記載してください。

「所得控除の額の合計額」欄には、基礎控除を含めて計算した金額を記載する必要がありますのでご注意ください

② 所得金額調整控除額

給与収入が850万円を超える方で、本人が特別障害者に該当する方や年齢23歳未満の扶養親族を有する方等、一定の要件を満たす場合は、所得金額調整控除が適用されます。

「所得金額調整控除額」(G欄)に、算出された所得金額調整控除額を記載してください。また、必要に応じて「(摘要)」欄に記載していただく事項があります。

※所得金額調整控除額は、所得控除ではありません。所得金額調整控除額の金額は「所得控除の額の合計額」に含めないでください。

⑨ 住宅借入金等特別控除区分

住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率と、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分に応じて記入してください（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除く）。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

補足事項
次年度以降は「給与支払報告書の作成時の注意点」を送付しない場合があります。

- ④ 住所・氏名・個人番号（マイナンバー）
- ① 令和9年1月1日現在の住所を番地まで、またアパートなどの場合にはその名称、部屋番号などを確認の上、記入してください。中途退職者については、退職時の住所を記入してください。
- ② 個人番号（マイナンバー）も必ず記入してください。
- ③ 令和9年1月1日現在の住民票上の氏名を記入してください。フリガナも必ず「カタカナ」にて記入してください。
- ④ 生年月日も必ず記入してください。

⑨ 給与所得控除後の金額（調整控除後）

給与収入から計算した給与所得控除後の金額を記入してください（給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました）。なお、「所得金額調整控除額」（G欄）の適用がある場合には、給与所得控除後の金額から所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

③ 特定親族特別控除額

① 生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満のうち、合計所得金額が 62 万超 123 万以下の特定親族がいる場合はその人数を記入してください。

② 特定親族特別控除の額を記入してください。

③ また、該当の方の氏名欄の「区分」に「10」～「91」と記入してください。

特定親族 特別控除額	区分		合計所得金額
	特定親族が 居住者	特定親族が 非居住者	
63 万円	10	11	62 万円超 85 万円以下
61 万円	20	21	85 万円超 90 万円以下
51 万円	30	31	90 万円超 95 万円以下
41 万円	40	41	95 万円超 100 万円以下
31 万円	50	51	100 万円超 105 万円以下
21 万円	60	61	105 万円超 110 万円以下
11 万円	70	71	110 万円超 115 万円以下
6 万円	80	81	115 万円超 120 万円以下
3 万円	90	91	120 万円超 123 万円以下

④ 非居住者である親族の数

① 非居住者である親族の方を扶養している場合は、その人数を記入してください。

② また、該当の方の氏名欄の「区分」に「01」～「04」と記入してください。

区分０１	３０歳未満または７０歳以上の非居住者
区分０２	３０歳以上７０歳未満の非居住者で留学生
区分０３	３０歳以上７０歳未満の非居住者で障害者
区分０４	３０歳以上７０歳未満の非居住者で３８万円以上の送金

⑤ 摘要 【普通徴収の場合】
その理由記号（普通徴収仕切り紙に記載の a～d のいずれか）を記入し、徴収区分ごとに仕切り紙等で分けてご提出ください。

[illegible]